

## 保育所入所待機児童数について

各年4月1日現在

		総数 (継続入所含む)	内 訳				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
平成31年	4月1日入所申込児童数	2,078	215	402	404	381	676
	旧定義の入所待機児童数	238	61	106	54	12	5
	新定義の入所待機児童数	68	18	31	16	3	0
令和2年	4月1日入所申込児童数	2,130	214	417	409	393	697
	旧定義の入所待機児童数	177	42	87	35	6	7
	新定義の入所待機児童数	49	5	29	14	1	0
令和3年	4月1日入所申込児童数	2,157	203	415	402	402	735
	旧定義の入所待機児童数	164	42	82	25	11	4
	新定義の入所待機児童数	31	2	19	7	3	0
令和4年	4月1日入所申込児童数	2,140	186	399	411	376	768
	旧定義の入所待機児童数	117	25	62	29	1	0
	新定義の入所待機児童数	18	2	3	13	0	0
令和5年	4月1日入所申込児童数	2,114	157	392	414	391	760
	旧定義の入所待機児童数	117	17	62	34	3	1
	新定義の入所待機児童数	18	1	6	11	0	0

※旧定義の入所待機児童 ⇒ 申込人数－認可保育所の入所人数＝旧定義の待機児童数

※新定義の入所待機児童 ⇒ 旧定義の待機児童数－国が定める定義に該当するもの＝新定義の待機児童数

国が定める定義とは、認証・認可外保育室・家庭福祉員等で保育を受けている者や保護者の私的な理由により特定の保育所を希望し待機している者、求職活動を休止している者等がある。

※4月1日時点における空枠：認可保育施設0歳35名、1歳1名、2歳2名、3歳4名、4・5歳32名、市内認証保育所：0～2歳0名、3歳1名、4～5歳0名

学童クラブ入所（入会）者数（令和5年4月1日現在）

※参考  
（令和4年4月1日現在）

	第一希望の 申込者数 (令和4年 11月30日時点)	定員	入所（入会）者数									第一希望の 申込者数 (令和3年 11月30日現在)	入所（入会）者数		
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	空き	待機		合計	空き	待機
上和泉	23	50	7	8	12	12	6	5	50	0	0	23	46	4	0
猪方	40	50	14	19	8	8	5	1	55	0	5	34	54	0	6
松原	39	50	13	26	16	0	0	0	55	0	5	50	55	0	6
東野川	46	50	13	19	23	0	0	0	55	0	16	47	54	0	14
駒井	79	50	27	24	1	0	0	0	52	0	3	85	52	0	7
学童小計	227	250	74	96	60	20	11	6	267	0	29	239	261	4	33
岩戸	112	80	36	24	22	0	0	1	83	0	5	112	84	0	15
和泉	89	60	22	26	17	0	0	0	65	0	0	102	65	0	9
こまっこ	67	40	13	14	16	2	0	0	45	0	20	53	45	0	7
駄倉	26	30	5	7	14	2	1	1	30	0	4	30	30	0	2
寺前	80	80	12	11	31	13	11	1	79	1	15	43	77	3	4
小クラ小計	374	290	88	82	100	17	12	3	302	1	44	340	301	3	37
一小	137	80	56	21	3	0	0	0	80	0	7	124	80	0	7
緑野	90	50	29	17	4	0	0	0	50	0	9	79	50	0	4
和泉	53	70	23	19	12	11	0	0	65	5	0	51	50	0	20
五小	124	80	43	26	11	0	0	0	80	0	18	111	78	2	7
三小	48	40	12	14	14	0	0	0	40	0	1	55	40	0	7
六小	65	50	19	13	17	0	0	0	49	1	6	65	49	1	24
放クラ小計	517	370	182	110	61	11	0	0	364	6	41	485	347	3	69
西野川	48	40	17	16	7	0	0	0	40	0	10	58	40	0	12
猪方	1	40	1	5	5	22	0	0	33	7	0	-	-	-	-
こクラ小計	49	80	18	21	12	22	0	0	73	7	10	58	40	0	12
合計	1167	990	362	309	233	70	23	9	1006	14	124	1122	949	10	151

※平成31年度より国の待機児童数の定義が変更したことに伴い、他に利用可能な学童クラブがあるにも関わらず、特定の学童クラブを希望する等、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児数には含まないこととしている。